第１回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

１　日　時　　令和８年９月 16 日（水）午後２時 55 分～

２　場　所　　岡山市北区下石井１丁目４番１号
　　岡山第２合同庁舎　２階共用会議室Ｄ

３　出席者

公益代表委員		一　原　亜貴子
		岡　山　一　郎
		西　田　和　弘
労働者代表委員		板　野　晃　雅
		高　山　伸　男
使用者代表委員		岡　田　宜　之
		西　谷　治　朗
事務局	労働基準部長	佐　藤　明　士
	賃金室長	宮　本　洋　子
	賃金指導官	森　井　顕　二
	労災補償監察官	木　村　弘　之
	監察監督官	金　武　邦　洋

４　議　事

森井指導官　　ただ今から、第１回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございませんでした。

今年度第１回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は労働者側委員の榎本委員、使用者側委員の森上委員が欠席されておりますが、他の委員７名が出席されておられますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である 2/3 以上又は公労使各委員の 1/3 以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

１　特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
２　特定最低賃金専門部会の運営について
３　資料説明について
４　特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
５　今後の審議日程について
６　その他

でございます。

本日は令和８年度１回目の最低賃金専門部会になります。冒頭、佐藤労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

佐藤部長　　労働基準部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。日頃より労働局の取組に対しまして、御理解、御協力いただいておりますこと、また、特定最低賃金の専門部会の委員への就任をお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、岡山県の地域別最低賃金は、本審及び専門部会において公労使の委員の皆様の真摯な審議の結果、57 円引上げの時間額 1,104 円に改定され、10 月 2 日に発効される運びとなっております。中賃からは昨年度に続いて高い引上げの目安額が示される、また、注目度も年々高まるという難しい状況の中、労使各側委員のご理解もあり岡山では３年ぶりに全会一致で結審となったところでございます。

労働局として、10 月２日の発効日に向けて改正額、支援策の周知を図っているところでございます。皆様におかれても、企業・

団体内での周知等へのご協力をお願い申し上げます。
　さて、特定最低賃金の審議にあたって、岡山県では改正決定の必要性の有無から金額審議に至るまで、各専門部会において審議いただくこととなります。労使の委員の皆様におかれましては、お互いの立場を尊重しつつ意思疎通を図っていただき、特に金額審議では、業界の労使代表としてイニシアティブを発揮いただくことで労使間での合意で結論が得られるようお願いします。
　近年の地賃の高い引上げにより、多くの特賃で金額差が縮小、あるいは優位率が低下している状況です。全国では地賃に埋没する事例も増加する一方で、地域独自の産業等に特定最賃が存在していること自体の意義も考慮する必要があるのではないかという声もございます。年々難しくなっていく状況ではございますが、円滑な専門部会運営に向けまして、御理解、御協力をお願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

森井指導官　　それでは、賃金室長、よろしくお願いします。

宮本室長　　それでは、議事に入らせていただきます。
　まず、付議事項「（１）部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の中から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。部会長は岡山委員、部会長代理は一原委員です。
　御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

宮本室長　　御了承いただき、ありがとうございます。
　それでは以降の議事につきましては、岡山部会長にお願いいたします。

岡山部会長　　部会長を仰せつかりました岡山でございます。よろしくお願いいたします。
　初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。
　今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、

改正決定の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。また、特定最低賃金の審議は、中央最低賃金審議会の全員協議会報告で考え方が示されているとおり、関係当事者としてのイニシアティブ発揮により、労使の合意を目指していただき、これが難しい場合であっても、公益案による全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされておりますので、各委員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

宮本室長　　９月 14 日、電気機械器具製造業専門部会が開催され、必要性の有無について第１回審議がございました。審議結果は労使双方から、改正決定の必要性ありということで結審しております。他の専門部会につきましては、これからとなります。

岡山部会長　　次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第６条によりますと、「部会長及び部会長が指名した部会委員２名が署名する。」とされていますので、部会長である私と、労側は高山委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定をご説明いたします。

まず付議事項（２）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明をしていただきます。

続いて、付議事項（３）の本日配布の資料説明についても事務局からお願いします。その後に、付議事項（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は公労使の全体会議とし、労使それぞれ５分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「（２）岡山県特定最低賃金専門部会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

宮本室長　　それでは、資料№.２をご覧ください。

今年度の７業種の改正決定につきましては、７月３日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料№.２－①でございます。

その後、７月 30 日の本審で特賃の必要性の有無については、各

部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という趣旨のことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料№.２－②の諮問文でございます。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく３週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが２点ございます。

１点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、現在の鉄鋼業の特定最低賃金額1,166円に対し、1円以上の有額とすることが必要となります。

２点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、６月18日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について、全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで、本審を開催せず、専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

岡山部会長　　ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（特になし）

岡山部会長　　それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第６条第５項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

次に付議事項（３）の資料の説明について、事務局からお願いします。

宮本室長　　資料№.３から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年９月４日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱め

の動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」、「設備投資は、増加傾向にある。」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている。」、「公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

２ページの生産については、「県内製造業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。」とされています。

資料№.４は、令和８年８月５日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」としています。これは、前回４月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年４月と比較し「住宅建設」のみが下向き、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」、「企業収益」、「企業の景況感」、「輸出」は横ばいです。２ページの生産活動において、鉄鋼業に関しては、船舶向けが堅調なことから概ね横ばいとされています。また、１ページ総論にあります【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされています。

資料№.５は、岡山県総合政策局が発表した、令和８年６月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。生産指数は108.5となり、２か月ぶりの上昇とあります。

１ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、この中で、鉄鋼業は、（２）出荷において低下、（３）在庫において上昇といずれも３番目で表記があります。

３ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、一番上段に鉄鋼業があります。

５ページに、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。数値の前にアルファベット小文字の「ｒ」が付されたものについては、速報値が訂正された部分になります。

資料№.６は、岡山労働局職業安定課が８月 28 日に発表した「雇用情勢令和８年７月」です。７月の岡山県内の有効求人倍率は 1.33 倍となり、前月と比べ 0.01 ポイント低下しています。

10 ページをご覧ください。「産業別・規模別新規求人状況」があります。Ｅ製造業全体を見ますと、７月は前年同月比＋2.9％、下段の（22）鉄鋼－29.6％となっており、前年同時期より新規求人数が減っていることが確認できます。

資料№.９をご確認ください。こちらは、「令和７年度特賃審議経過および結果一覧表」となっておりますので参考にしてください。

私からの説明は以上です。

森井指導官　　それでは、最低賃金基礎調査結果について説明いたします。

ご説明いたします基礎調査の資料は、資料№.７となります。お手元の資料をご覧ください。

１ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、鉄鋼業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の 2 分の 1 を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和８年６月分の所定内賃金となっております。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は 54 社、集計調査労働者数は 634 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は 1,262 人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果についてご説明いたします。

次の２ページをご覧ください。Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性 5.1%、女性 8.6%、男女合計で 5.7%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 286,766 円、時間当たり平均賃金額 1,704 円、第 1・20 分位数 1,147 円、第 1・10 分位数 1,208 円、第 1・4 分位数 1,348 円、中位数 1,593 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように

等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、３ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

３ページの一番下から５番目にある「1,176 円」の階級を見ていただくと累積で「93 人」の労働者がおり、一つ上の「1,175 円」の階級を見ていただくと累積で「91 人」の労働者がおりますので、結局、「1,176 円」の階級には「２人」が属しているということが読み取れるということになります。

３～８ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、９～14 ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,156 円」からプラス 110 円の「1,266 円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

15 ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を一定の賃金階級ごとにまとめたものです。

17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50 円引き上げて「1,216 円」とすると、11.25％の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料№８「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」をご覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 27 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。令和７年度の鉄鋼業の特定最賃は 1,166 円で優位率は 111.4％となっております。

また、その次のページの表は、鉄鋼業特定最賃と県最賃の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

私からの説明は以上となります。

岡山部会長　　ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

公益委員　　前年度と比較して未満率が下がっていますが、その理由はわかりますか。

森井指導官　　この基礎調査ですが、事業所の選定が無作為抽出となっておりまして、年度によって数値が変動することは十分あり得るものとなります。

労働者側委員　　労働者側からすると、未満率がなぜ発生するのかということが気になるところです。

佐藤部長　　最低賃金違反ということに対しては行政として適切に対応しなければならないということはもちろんです。ただ、今回の調査結果について、労働時間を 12 月平均として算定した場合、６月は祝日等がなく一般的に稼働日が多い月となります。そうすると月給制とした場合、６月の所定労働時間で割った場合、休日が多い月よりも休日が少ない月というのは、時間単価として低くなることはあり得ます。そうしたことも考えられるかもしれません。

岡山部会長　　その他、よろしいでしょうか
それでは、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。15 分程度を考えておりますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

岡山部会長　　それでは、再開につきましては 15 時 40 分からとします。委員の皆さんよろしくお願いします。

宮本室長　　事務局でご案内いたします。

（労使それぞれ別室にて打合せ）
（打合せ後、労使委員入室）

岡山部会長　　では、全体会議を再開いたします。
付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることにします。
まず、労使各側から特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ５分程度での発言に御協力いただくようお願いします。お聞きする順番は最初に労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。
それでは、労側の代表の方にお願いします。

労働者側委員　　鉄鋼業最低賃金の改定の必要性について、基本的な考え方を述べさせていただきます。

はじめに鉄鋼業の動向及び今後の見通しについて、少し触れさせていただきます。日本鉄鋼連盟は本年４月に 2025 年度の国内粗鋼生産量が前年度比 3.2％減の 8,033 万トンとなり、４年連続で前年実績を下回ったと発表しています。

国内外の鉄鋼需要が伸び悩むなか、8,000 万トン台を維持していますが、年度ベースではコロナ禍の 2020 年度の 8,278 万トンを約３％下回り、1968 年度以来の低水準となっています。直近の実績として、2026 年７月に公表された同年６月の国内粗鋼生産量は、前年同月比 1.3％増の 679.8 万トンとなり、３か月連続で前年実績を上回っている状況です。

また、鉄鋼総合３社である日鉄、ＪＦＥ、神鋼合計の 2026 年度通期収益見通しについては、事業利益が連結ベースで 9,650 億円と、昨年度比で増益が見込まれている状況にありますが、国内需要が全般的に横ばいで推移するなか、海外需要は、中国の供給過剰や各国の保護主義的な政策に加え、不安定な中東情勢もあり、アジア圏を中心に厳しい需給環境が当面の間、継続すると想定されています。

一方、本年度の春季生活改善闘争においては、近年の消費者物価上昇と人材獲得競争の激化から、実質賃金の維持・向上、及び働きたい、働き続けたいと思える労働条件の構築の 2 点を取り組みの柱とし、総合的な労働条件をめざす要求方針を策定することとしました。

そうしたなか、賃金改善の要求水準は、連合の方針や他産業の動向を踏まえつつ、経済情勢や社会動向が昨年と同様であることから、全体が一体感をもって取り組める水準として、昨年と同じ 15,000 円の統一要求水準を掲げ、取り組むこととしました。

具体的には、鉄鋼部門 15,000 円、船重部門 16,000 円、非鉄部門 15,000 円、建設部門等々15,000 円を基本に取り組み、基幹労連として要求額の平均は、15,893 円となりました。今次取組での交渉において、実質賃金の維持・向上、働きたい、働き続けたいと思える労働条件の構築の必要性は、ほとんどの労使で認識共有され、要求どおり、もしくは要求を超える回答を得た組合も多くありました。

結果として、基幹労連全体の回答額の平均は 11,773 円、鉄鋼関係の組織においては、平均 10,031 円の獲得水準を引き出すことができました。

昨年と比較して回答額は低下しておりますが、300 から 900 人

規模の組織においても平均12,410円と基幹労連全体の平均額を上回っている状況にあります。これは、人材の確保・定着という観点から経営の理解を得られたことで、必要な人への投資を行うという、経営の英断を引き出した結果であると受け止めています。

しかしながら、この成果においては、鉄鋼業に従事する未組織の労働者は含まれないのが現状です。そのため、産業別最低賃金引上げの取り組みは、未組織の労働者に対する賃金の底上げを図ることはもちろんのこと、産業の魅力を高め、優秀な人材を確保・定着させるという観点からも重要な取組であると認識しています。

ついては、私たちの産業で働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比較して魅力的でなければ、他産業に優秀な人材が流出してしまうことが予想されます。

私たちの産業は、大企業だけで出来るものではなく、中小を含めた多くの企業が関わっており、その製造に携わるすべての労働者で成り立っています。そして、その作業環境は多産業と比較して厳しいものであること、また、高い技術と熟練度を必要とすることを鑑みれば、当然ながらその最低賃金は、地賃や他産業の最低賃金と比較して、より高い水準であるべきではないかと考えています。

従って、産業別最低賃金の改定は必要であると判断いたします。

岡山部会長　　ありがとうございます。

他の委員から補足などございますか。

労働者側委員　　今の主張に加えまして、人材確保の観点からお話したいと思います。

生産年齢人口が減少しているなかで、岡山県鉄鋼業の発展のためには、人材の確保・定着が不可欠であります。産業の将来を見据えた人材の確保が出来なければ、人材構成にゆがみが生じて、技術、技能の伝承に支障を来すことになります。そのため賃金水準を引上げ、企業、産業としての魅力を高める必要があります。鉄鋼業は高度な技術や安全、品質への高い責任に加え、特殊な厳しい作業環境を有することから、地域別最低賃金や他業種の特定最低賃金を上回る賃金水準を確保すべきであります。

また、春闘での賃金改善など、労使交渉による賃金改善を未組織労働者に波及させる特定最賃の役割は大きく、現状岡山県の鉄鋼業では労働協約による企業内最低賃金 1,504 円と特定最賃1,166円に338円の差があり、改定が必要であると考えています。

岡山部会長　　ありがとうございます。
それでは、次に使側の代表の方にお願いいたします。

使用者側委員　　使用者側として鉄鋼業最低賃金に対する基本的な考え方を述べさせていただきます。
鉄鋼業の景況感は極めて厳しいと認識しています。そこは労側も同じ認識であると思います。改定額は慎重に見極める必要があると思っていますが、岡山県鉄鋼業の特定最低賃金の改正の必要性については、必要ありと考えています。その理由を簡単に述べます。
岡山県の鉄鋼業、サプライチェーン全体の維持と持続のためには、中小、零細規模の鉄鋼関連の加工業者も含めた人材確保が必要不可欠だと思っています。鉄鋼業の特定最賃と地域最賃との差が縮まり過ぎてしまうと、人材の流出も生じかねません。採用に携わる立場からは、年々厳しいという肌感覚があります。ただ、そのファクターは金額、給料だけの問題ではないと思いますが、ひとつのファクターになるとは思っています。そこは十分認識しています。
従って、今次の改定でもプラス 57 円となった岡山県最低賃金との差を一定程度維持できるよう鉄鋼業の特定最賃においても一定の上積みは実施する必要があると考えています。
しかし、鉄鋼業の景況感を無視した大幅な、また急激な引上げではなく、地域別最賃の改定額とのバランスの取れる差額、上乗せ率を意識した慎重な改定が必要だということは強く思っています。

岡山部会長　　双方から御発言をいただきました。ご質問等はございませんでしょうか。

（特になし）

岡山部会長　　ただいま、使用者側からも必要性ありというご意見をいただきまして、労使意見が一致しているということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

岡山部会長　　それでは、岡山県鉄鋼業最低賃金改正決定の必要性の有無について、双方から必要性ありということでの結論を得ることができました。
この結論を会長あてに報告したいと思いますので事務局で報告文案の準備をしてください。

（事務局、報告文（案）を各委員に配布）

岡山部会長　　では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（報告文（案）読み上げ）

岡山部会長　　（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

岡山部会長　　本年７月30日の第521回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
　では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配布）

岡山部会長　　では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

岡山部会長　　（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
（部会長より基準部長へ答申文を手交）

岡山部会長　　では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。
　番号は岡賃審第32号になります。

宮本室長　　ただ今答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

佐藤部長　　ただいま、改正決定の必要性ありとの答申をいただきました。審議ありがとうございました。
期間をおきまして次回からは金額審議となりますが、引き続き円滑な審議への御協力をお願い申し上げます。
本日はありがとうございました。

岡山部会長　　お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき答申することができました。
本日の審議はここまでとし、金額審議につきまして、次回は労使より金額提示をいただきたいと思います。
次に、付議事項「（５）今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

宮本室長　　先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を３週間とし、10 月７日水曜日までとなります。
今後の審議日程につきましては、第２回の９月 25 日金曜日は中止とし、次回は 10 月 22 日木曜日午前 10 時からを予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上げます。
次回の専門部会は、最低賃金法第 25 条第２項の金額審議のための専門部会になります。以上です。

岡山部会長　　日程について何かございますか。

（特になし）

岡山部会長　　次に、付議事項「（６）その他」ですが、事務局から何かございますか。

宮本室長　　特にございません。

岡山部会長　　委員の皆さん、何かございませんか。

（特になし）

岡山部会長　　それでは、これを持ちまして、第１回岡山県鉄鋼業最低賃金専

門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦労様でした。

上記議事録は、令和８年９月 16 日開催の第１回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録に相違ないものと認める。

令和　　年　　月　　日

部　会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

労働者代表＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者代表＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿